

議案第 5 3 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、三田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年三田市条例第41号）第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申請を行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、市長は、当該申請内容と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。

第16条第1項中「第13条第3項若しくは第4項」を「第13条第3項、第4項若しくは第5項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。